

令和4年度事業報告(案)

I 概況

① 法人

公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会の法人事務所を、令和3年3月に、名東区にじが丘3丁目から千種区北千種2丁目に移転し、令和4年度は、新たな施設で2ヶ年目の年度となった。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の流行は収束に至らなかったが、法人の理事会・評議員会等は、必要な感染対策を実施しつつ対面で開催することができた。

また、監事の職務の重要性に鑑み、その業務が滞りなく遂行されるよう、令和5年3月、法人の定款変更を行い、監事定数を2名以内から3名以内とした上、1名を追加選任した。

② 母子生活支援施設「名古屋市にじが丘荘」

名古屋市にじが丘荘の令和4年度月別平均利用世帯数は25.8世帯となり、平均して8割以上の利用率を維持することができた。令和5年3月末の利用世帯数は26世帯であった。

令和4年度、にじが丘荘は、暫定定員23世帯となっていたが、利用率の向上により、暫定定員を上回る実績を残すことができた。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の流行は収束に至らず、利用者及び職員が様々な感染経路から個別に感染することはあったが、施設内で感染が急拡大しクラスターが発生するということはなかった。移転改築によって共同浴室・共同トイレが解消され、利用者の各居室に浴室、トイレが設置されたことが大きいと実感できた1年であった。

II 基本方針及び重点項目に対する取り組み

1 基本方針

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より通知された母子生活支援施設運営指針に則り、定款第4条の公益目的を達成できるよう、以下の基本方針に基づき、次のような取り組みを実施した。

① 基本的人権の尊重及び法令の遵守

利用者の基本的人権を尊重し、精神的・経済的・社会的に自立できるよう支援を行った。支援サービスの提供に当たっては、母親と子どもの人格を尊重するとともに、児童福祉法を始めとした関係法令を遵守するよう心がけた。また子どもの権利について、利用者、特に子どもたちに正しく理解してもらうため、まず職員が研修を受けて理解を深めたうえで、子どもや親に伝える取り組みを進めた。

② 利用者の安心・安全の確保

入所してくる母親や子どもは、夫などの暴力や虐待、貧困といった困難を伴う生活による過度の緊張やストレスによって、希望を持って生きていこうとする気持ちが損なわれていることが多い。にじが丘荘では、安心して住めるよう、自分が否定されない・排除されない心地よい場所を提供するよう努めた。また、安全確保のため職員による宿直体制に加えて、新たな施設では防犯カメラで外部等を常時監視できるようにするとともに、一定期間画像を保存できるようにし、不測の事態に備えた。また警備会社と警備契約を締結し、執務室・金庫等のセキュリティの確保を図ることができた。

③ 生活の立て直しのための支援の提供

生活の安定への支援、就労支援、心理的課題への対応、課題を抱えたときの個別支援、退所支援、その後のアフターケアという一連の過程において、利用者の意向を尊重しつつ目標設定を行い、切れ目のない支援を提供した。(基本的に年1回の世帯を対象とした自立支援計画の策定、退所が決定した世帯への退所後支援計画の策定に当たっては利用者にも参加してもらい検討した。)

④ 児童が心身とも健やかに育つよう子育て支援の提供

育児経験の未熟な母親や精神症状を呈する母親への助言・指導、子どもの補完保育などを通して子育て支援を行った。子どもが心身ともに健やかに育つよう、生活面や学習・行事等を通して、子どもの健全育成に努め、併せて必要なケースについて母子関係の調整を図った。

⑤ 暴力や虐待を受けた母子の心のケア

暴力や虐待、貧困といった困難な問題に長時間さらされた母親や子どもは、大きな心的外傷を負っている。専門的ケアを必要とする利用者には、本人の意向を尊重しながら精神科受診につなげ、検討の結果、カウンセリングの必要性があると判断されたケースについてはカウンセリングに結びつけた。

⑥ 地域との緊密な関係づくり

施設が地域に根付いていくことは、最も重要なことである。旧にじが丘荘で地域の多くの方々の参加もあった餅つき大会に代わり、令和4年8月、地域の方々にも参加を呼びかけ夏祭りを計画したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中止を余儀なくされた。

全国社会福祉協議会「社会的養護関係施設が担う役割、機能に関する検討会」の令和3年9月報告において、法人・施設が取り組むべき課題の第一に「高機能化・多機能化」が明記された。にじが丘荘の施設設備・機能を活かし、令和4年8月名古屋市から福祉避難所の指定を受けた。いざという時は、地域貢献として、災害弱者である乳幼児を抱えた妊産婦などを受入れることができるよう準備を進めた。

⑦ 関係機関との連携

入退所時の福祉事務所との連携はもとより、児童相談所等福祉、あるいは医療、行政、教育等を始め様々な関係機関との情報交換等連携に努めた。

⑧ 職員の専門性と資質の向上

利用者のさまざまな課題を正確に捉え、その課題に対応したサービスを提供していくためには、職員一人ひとりが専門性を高め、資質向上の不断の努力が求められている。にじが丘荘では、カンファレンス等の場を活用したOJTの実施や各種研修の場へ職員を積極的に参加させ、専門性の向上に努めた。令和4年度は、外部講師を招いてのスーパーヴィジョン(OJT)を7回実施した。また、令和4年5月には、横浜市で開設から長年母子生活支援施設の施設長を経験された方を特別講師として招き、所内研修を企画・実施した。

残念ながら令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の研修計画の通りにはいかず、他都市での集合研修はリモート開催となる研修が多く、他施設職員との交流の機会を得ることができなかった。

2 令和4年度の重点項目に対する取り組み

令和4年度の事業運営に当たり、次の重点項目に留意しつつ、法人及びにじが丘荘の運営に当たった。法人・施設の運営理念を国の方針に沿うよう「地域住民とともに、利用者の自立促進を図り、ひとり親家庭の

福祉を増進する」とし、事業の運営にあたった。

① 法人運営

令和4年度事業計画、収支予算書等を名古屋市に提出するとともに、公益財団法人として、法令に基づき、法人所管の愛知県庁に提出した。定時評議員会後、令和3年度の事業報告、財産目録等定期提出書類を、法人所管の愛知県庁に提出するとともに、ホームページ上に公開した。また、労働基準法 36 条に基づく「1 か月単位の変形労働時間制に関する協定」「時間外労働・休日労働に関する協定」を労働者代表と結び、令和4年 9 月に所管の労働基準監督署に届出を行った。

② にじが丘荘運営

ア 組織的な取り組みの推進

にじが丘荘利用者に対して、荘長、担当職員だけでなく、非常勤心理士も可能な限り参加を求め、支援に当たる職員全員で合議して自立支援計画を策定するとともに、入所から退所後のアフターケアまで、具体的な支援について組織的な対応を図った。

小学生以上の学童について、子どもの自立支援計画を策定に努めた。また、新施設への移転改築に伴い、利用者の生活面でのルールを見直し、原則、乳幼児のいる世帯の門限は午後8時、それ以外の世帯は午後9時とした。また、利用者の生活を見据えて居室の修繕や退所後の生活にも対応できるよう自立積立金制度を設け、利用者の自立促進を図った。

イ カウンセリングの推進体制の強化

DV 被害や虐待を受けた子ども達の心的外傷に対しては、精神科に受診し投薬治療を受けるだけでは十分でない。心的外傷に対するケアを図るため、カウンセリング導入前の会議による必要性の確認、利用者の心構えの醸成、職員とカウンセラーの情報交換の場の設定等により、効果的なカウンセリングが出来るように努めた。

また、抱える問題が複雑深刻な利用者が多くなってきており、その支援にあたる職員の負担も増加しており、施設長自らが、「心理的安全性の高い職場づくり研修」を受講するなど、働きやすい職場づくりに努めた。

ウ 市外からの利用者の受け入れ

広域入所促進事業の制度の趣旨を踏まえ、夫等の暴力から避難し、夫等の追跡行動から逃れるため遠方への避難が必要な母子の受け入れを積極的に行った。令和3年度は新規入所世帯 15 世帯中6世帯が広域入所であったが、令和4年度も新規入所世帯20世帯のうち4世帯が広域入所だった。4世帯のうち、1世帯は茨城県、1世帯は大阪市と遠隔地からの受け入れを行った。

エ 利用者の負担金の適正な管理

利用者の光熱水費等負担金については、速やかな収入手続をとり、金融機関に預け入れることを徹底する措置を継続した。

オ 緊急一時保護の実施

名古屋市緊急一時保護事業実施要綱、同要領に基づき緊急に保護を必要とする母子等の受け入れを実施し、必要な援護を実施した。30世帯定員とは別枠の2部屋で原則2週間(更新可)の利用受入を行い、令和4年度は26世帯45人を受け入れた。延べ利用日数は464日、1世帯あたりの平均利用日数は17.8日であった。

カ 第三者評価の受審

第三者評価は3年以内に一度の受審が義務付けられており、令和4年度に4度目の第三者評価を受けた。令和4年度の第三者評価結果は、A評価 67.1%、B評価 32.9%、C評価 0.0%とおおむね高評価をいただいた。また、受審をしない年度も受審時同様に、「自己評価結果表」を使用し、施設内で自己評価していくことが義務付けられており、結果を監督庁に報告している。

キ 権利擁護と権利侵害への対応

にじが丘荘が行う支援については、必ず事前に説明し、できるだけ母親と子どもが主体的に決定できるように支援している。

いかなる場合についても、職員は言うまでもなく、母親や子どもによる暴力や脅かし、人格的辱めなど不適切な関わりを起こさないように権利侵害を防止することは児童福祉施設としての当然の義務である。職員就業規則に、体罰の禁止や権利侵害の防止を明記しており、職員は利用者に寄り添った支援を行った。なお、児童虐待対応マニュアルを策定するとともに、マニュアルの中に児童虐待チェックリストを加え、児童虐待防止に活用できるようにした。

Ⅲ 事業実績

1 母親に対する支援

「生活」の場で支援を展開していることを念頭に置き、利用者一人ひとりの自立に向けて、利用者の力をエンパワーメントするような支援を心掛け、下記の取り組みを進めた。

① 自立支援計画の策定・自立のための支援

母子生活支援施設は母子の自立のための施設である。入所時面接の際には自立に向けての意思確認を行い、おおよその将来方向を定め、当面の必要な援助を行い、概ね1カ月後、援助の過程で明確になった課題に対して、母子等の意見・意向も踏まえ、福祉事務所等関係機関の意見も参考に、個人懇談会を設定して自立支援計画を策定した。

継続して利用している母子等については年1回、個人懇談会を開催し、それまでの課題に対する取り組みを評価し、積み残した課題や新たな課題に対する自立支援計画を職員全員で合議の上策定し、課題解決への取り組みを行った。

母子等が生活者として自らを律していける「生きる力」が身に付くよう、継続的な支援の実施に努めた。

② 経済的支援

入所時に全く所持金がない者、殆どない者については、生活保護等の制度により、生活が可能となるよう関係行政機関に協力の依頼を実施した。

また、金銭管理については、金銭管理マニュアルに則り、対象者、金銭管理方法等を検討し、必要なケースは進学積立金等の積み立てを支援した。

児童扶養手当、ひとり親家庭手当(市)、遺児手当(県)の受給、母子医療(ひとり親家庭医療助成)、乳幼児医療制度等の利用手続き、必要な場合は離婚調停、裁判離婚手続きの支援を行った。

③ 離婚等の支援

離婚後の生活など課題解決に向けて、適切な情報提供を行い、自己決定できるように支援している。DV 等で避難してきて、解決が必要な法的問題については、法テラスを活用し弁護士に依頼して、離婚

調停、裁判手続き等による離婚、子どもの親権取得、面会交流の内容、養育費取得など課題解決できるよう支援を行った。必要により、裁判所・法律事務所等への同行支援を行った。

④ 就業支援

ハローワーク情報、新聞・折込広告、就職情報誌、タウン誌などからの各種情報、企業・事業主等からの情報収集に努め、入所者に適宜情報提供して就労支援を図った。近年障害を持つ利用者が増えていることから障害者基幹相談支援センター等との連携を強化し、福祉就労の道も模索しており、ハローワークと同様に作業所等への同行支援も行った。また、生活保護受給者に対しては、福祉事務所の就労相談員とも連携し、対応にあたった。

保育園への入所には、就労又は疾病などの保育要件が必要となっている。保育を必要とする場合は、概ね生後6か月を目途に福祉事務所に利用申し込みを行うよう支援した。就労先が決まったが、すぐに保育園への就園が難しい場合は、にじが丘荘で就労支援保育を実施した。

⑤ 住宅入居支援

公営住宅等への入居支援を実施した。

⑥ DV被害者の保護

DV被害を受けた母子について、必要な場合にはDV防止法に基づく保護命令の取得、ストーカー行為規制法に基づく接近禁止命令の申出等を行い、被害者保護に対応するとともに、施設内での仮名使用、住所を知られないよう住民票の支援措置を助言するなど保護に努めた。

⑦ その他の支援

精神的不安を抱えたケース、外国籍のケース、虐待の恐れのあるケースなど個別対応が必要なケースについては、個々の課題に応じた支援を心掛けた。また、母子支援員等による課題に対応した各種の相談・支援を実施した。

2 子どもへの支援

子ども一人ひとりのありのままの姿を受け止め、信頼関係づくりを進めていくことがにじが丘荘の子どもに対する基本的な支援である。子どもたちと一緒に過ごすことを大切にしながら、どの子にも自分が大切にされているとの思いが伝わるよう、声掛けと丁寧な対応に努めている。

① 子どもの自立支援計画の策定

小学生以上の学童を対象に心身の状況や生活状況を正確に把握するため、アセスメントを行い、個々の課題を明らかにし、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的支援内容・方法を定め、支援を行った。発達支援計画は、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものにし、定期的な実施状況の評価の直しに努めた。

② 子どもの健全育成

乳幼児については、入所と同時に、近隣の保育園の情報を提供・見学してもらい、就労場所と交通の便等を考慮した上で母が決めるよう支援した。

所内で実施した就労支援保育等は母親のためであると同時に、健全な親子関係を維持するためのことでもあり、子どもの健やかな発達を保証することにもなった。

学齢児については、学校及び関係行政機関等と連携して就学を支援するとともに、下校後、長期の学校の休み期間等の児童の健全育成を図った。

親から不適切なかかわりを強いられていたり、面前DVなど不適切な環境を直視させられてきたりした子どもも少なくはなく、健全な心と体の成長が阻害されていると考えられる子ども達が多くなった。また、子どもたちも発達障害を抱える者、愛着障害から問題行動を起こし、自分でもどうしてよいかわからないというケースがある。

近年、発達障害と診断される子どもも非常に増加している。必要により、福祉事務所と連携して、児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用に繋げた。

③ 学習や進路、悩み等の相談支援

子ども達が社会生活を送るために必要とされる最低限の学力の獲得を目標に、学習の遅れを少しでも取り戻せるよう少年指導員を中心に日常的な学習支援を実施した。学習支援については、①学習の習慣化、②分からないことを質問できるようにする、③達成経験の増進、の3点を目的に支援に努めた。

令和4年度も一般社団法人「にじのひかり教室」と提携し、学童に対する学習支援を行った。また、学習ソフトを活用したタブレット学習をにじが丘荘として開催した。

④ 子どもの権利擁護

子どもと個別に係わる機会を作り、子どもが自分の思いや気持ちを職員に話せる時間を持てるようにし、暴力によらないコミュニケーションを用いる大人のモデルを職員が示す支援を実施している。医療機関や児童相談所など関係機関と必要な情報交換を行いながら、より適切な支援を行うよう努めている。被虐待児童に対しては、必要に応じて心理判定、児童精神科医との相談など児童相談所機能を活用した。

3 母子等の心理的ケア

入所してくる母等の多くは、肉体的にも精神的にも疲れ切って入所してくる。精神科症状が出てそれに振り回される者、過去のDV経験などからフラッシュバックで眠れない者、そこまではいかないが誰かに自分の気持ちを聞いてほしい者など様々な困難な状態に置かれている。

① 個別相談

母子等の抱える複雑多岐に亘る問題に対応を図った。生活上の様々な問題に対して、母子支援員、少年指導員等による個別相談を定期又は随時行うほか、被虐待児個別対応職員による被虐待児及び母親への随時のケアを実施した。

また、子どもの教育、進学、子どもの病気、母の就労、離婚、養育費、債務整理、裁判関係書類作成、確定申告、所得証明、児童扶養手当、外国人在留期間の更新、生活保護必要書類の作成等の幅広い相談に応じた。

なお、これらの個別相談に当たっては、利用者のプライバシーに配慮しつつ、心理的負担を軽減するようにした。

② 心理療法等

心理療法(カウンセリング)を行うことのできる専門家である非常勤心理士2名により、夫からの暴力を受けた母子、発達障害の子ども等必要な者に、継続的な心理療法、検査等を実施した。令和4年度は、非常勤心理士2名で、母子16人に対し、夫からの暴力を受けた母子、発達障害の子ども等カウンセリングが必要な者に継続的な心理療法、検査等を、延べ524回実施した。

心理療法の実績(令和4年度)

・心理療法等の年間実施回数

内容	心理療法	心理検査	面接 生活場面	導 への助言・指 施設職員等	議への出席 処遇検討会	その他	計
回数	281	2	133	86	22	0	524

・対象母子の年齢. 主訴別数

	身体的暴力 又は身体的 虐待	経済的暴力 又は保護の 怠慢. 拒否	性的暴力 又は性的 虐待	心理的暴力 又は心理的 虐待	ひきこもり	その他	計
就学前児童				1			1
小学生	2			1		3	6
中学生	1			2		3	6
上記以上児童							
母親	1					2	3
計	4			4		8	16

4 退所者のアフターケア

退所が決まると、自立への不安感の軽減を図る等のために、その世帯への退所後の支援をするため母親と職員で相談して「退所後支援計画」を立てている。計画の対象となる期間は、退所後1年間だが、それ以降も相談があれば相談に乗っていくことを伝えており、令和4年度も相当数の相談を受けた。

(具体的な支援)

① 業務相談

知的障害者、身体障害者、家計管理能力に欠ける者の家計管理の相談・実施。

精神不安定・情緒不安定な者に対する相談、母子関係の調整

子育て相談(育児、しつけ)、進学相談、子どもの就労相談

復縁、再婚、離婚など新たな家族関係に対する相談

② 安否確認

退所後支援計画に基づき退所後1か月後・6か月後・1年後にはにじが丘荘から電話をし、生活の様子などの近況確認をしている。退所後支援計画には相談電話の番号を記載し、利用者からの電話を受け付けている。令和4年度は、夏祭りを企画し退所者を新しい施設に招待したが、新型コロナウイルスの影響により中止を余儀なくされた。

5 入所者からの苦情、意見等の把握と対応

入所した母子等からの苦情、意見等については、にじが丘荘では次のような対応を図った。

① 組長連絡会

新型コロナウイルスの感染症対策を十分行った上で、各階の組長に参加を求め、意見聞き取りや情報提供を行った。

② 自治会懇談会

新型コロナウイルスの感染症対策を十分行った上で、入所者全員を集めることはせず、2～3部制にして季節に応じた時事情報(夏休み・年末年始など)の周知徹底を図るとともに、意見聞き取りを行った。

③ 事務所へ個別に持ち込まれる苦情、意見等

その都度、話をよく聞き、原因を究明し、真摯に対応した。

④ 苦情等解決制度

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会要望等解決委員会規約」に基づき「名古屋市にじが丘荘要望等解決実施要綱」を定めており、これに基づき、要望等解決委員を配置し、入所者からの苦情を適切に解決し、福祉サービスの質の向上に努めることとしている。制度については入所時に口頭で説明をするが、利用者にお渡しする施設利用のファイルにも制度利用の案内を入れている。
令和4年度は、要望等解決に則った苦情の申し出はなかった。

6 情報管理及び情報公開

入所者個人情報及びにじが丘荘の管理運営に伴う取得情報の取り扱い並びに情報公開については、次のような対応を図った。

① 個人情報の保護

個人情報の保護については「個人情報に関する基本方針」「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会個人情報保護規程」に基づき対応することを基本としている。

職員はもとより、実習生、ボランティアへも周知・徹底を図った。個人に関わる情報記録の保管・管理についても、注意して管理を行った。

② 情報公開

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会情報公開規程」に基づき、情報公開することとしているが、令和4年度は、文書等公開申し出がなかった。

7 事故・災害等への対策及び対応

事故・災害等への対策及び対応については、次のような対応を図ることとしている。なお、火災・地震発生時の対応、不審者侵入時の対応、病人発生時・AEDの使用について規定した「緊急時の対応について」マニュアルを整備している。

① 事故・災害等への対策の基本的考え方

入所者全員参加を基本とする避難・初期消火訓練を、令和4年度も毎月実施した。新型コロナウイルス対策のため炊き出し訓練は、簡易な説明会を実施する方法で実施した。利用者には、個別に災害時備蓄食料の試食をしてもらう方法とした。

職員体制の確保、関係機関への連絡、備蓄品の適正量の確保等については「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」、「消防計画」等に基づき適正な対応を図った。

② 日常的な安全管理

職員は日常業務を通じ、施設を見守り、合わせて危険個所をその都度確認し、修繕等を実施している。廊下など避難路に物が置いてある等の場合は、入所者に説明し対処した。

③ 緊急時対応

火災、地震、その他の災害時には、前述の「名古屋市にじが丘荘防火管理規程」、「消防計画」等に基づき対応することを基本に対応するよう徹底した。

8 施設管理の実施

① 施設保守管理

新しい施設に移転し、居室は、職員が毎月定期的に、排水管状況、防災面、衛生面、その他居住環境の点検を実施し、使用上のアドバイスを実施した。不具合等の箇所があれば、早めに改善を実施した。令和4年度は専門業者に依頼し、「消防機器点検」「エレベーター点検」等を行った。

② 会計管理

名古屋市との間で締結する「母子生活支援施設名古屋市にじが丘荘の管理業務に関する基本協定書」に基づく「業務仕様書」に経理帳票類の整備について定めているほか、会計については、公益法人会計基準（新基準）及び「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会経理規程」に基づき、実施した。令和4年度も公益法人会計に精通している税理士法人と顧問契約を結び毎月収支状況・帳簿等のチェックや指導を受けた。

9 入所状況、法人事業実績、にじが丘荘事業実績

① 入退所状況（令和4年度）

別紙「名古屋市にじが丘荘の入所の状況（令和4年度）」のとおり

③ 法人事業報告

「公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会 令和4年度事業報告」とおり

④ にじが丘荘 行事・事業報告

「名古屋市にじが丘荘 行事・事業報告（令和4年度）」のとおり

名古屋市にじが丘荘の入所状況について(令和4年度)

1 入所者数推移

① 平均在所世帯数・入所率の年度推移

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
平均在所世帯数(注1)	24.7	20.1	15.0	9.7	12.0	25.8
利用率(注2)	70.5%	57.4%	42.9%	27.7%	40.0%	86.0%

(注1)毎月1日現在入所世帯数の12ヶ月平均

(注2)令和3年度以降は定員30世帯 令和2年度以前は定員35世帯で算出

② 緊急一時保護事業の年度推移(利用期間原則2週間 別棟2部屋で運用)

年度	受入世帯	内DV	利用人員	延利用日数	平均利用日数	満室等お断り 件数・空室問 合せ件数 計
令和元年度	21	10	39	264	12.5	28
令和2年度	17	11	36	345	20.2	40
令和3年度	25	21	53	451	18.0	38
令和4年度	26	22	45	464	17.8	77

③ 令和4年度月別推移(各月1日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
20	24	26	25	27	25	25	25	25	27	27	25

2 主たる入所理由

死別	離婚	夫などの 暴力	児童虐待	家庭環境 の不適切	住宅事情	経済事 情	その他	合計
0 0%	0 0%	1,541 56.9%	52 1.9%	258 9.5%	408 15.1%	240 8.9%	208 7.7%	2,707 100.0%
0 (0%)	1 (4%)	16 (62%)	0 (0%)	3 (11%)	6 (23%)	0 (0%)	0 (0%)	26 (100%)

注:上段は全国母子生活支援施設基礎調査(令和4年度)による。ただし、死別、離婚はその他に計上

下段は、にじが丘荘の令和5年3月31日現在の状況

3 世帯人員別

(単位:世帯)

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	合計
15	8	2	1		26

注:にじが丘荘の令和5年3月31日現在の状況

4 母親の年齢別

(単位:人)

～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～	合計
2.7%	24.1%		38.9%		30.9%		5.4%	100.0%
0 (0%)	4 (16%)	4 (16%)	6 (22%)	4 (16%)	3 (11%)	2 (8%)	3 (11%)	26 (100%)

注:上段は全国母子生活支援施設基礎調査(令和4年度)による。

下段は、にじが丘荘の令和5年3月31日現在の状況

5 在所期間別

6月未満	6月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～4年未満	4年～5年未満	5年～10年未満	10年以上	合計
883 (32.6%)		655 (24.2%)	400 (14.8%)	260 (9.6%)	145 (5.5%)	297 (11.0%)	67 (2.3%)	2,707 (100.0%)
8 (32%)	6 (22%)	7 (26%)	1 (4%)	1 (4%)	2 (8%)	1 (4%)	0 (0%)	26 (100%)

注:上段は全国母子生活支援施設基礎調査(令和4年度)による。

下段は、にじが丘荘の令和5年3月31日の状況

6 入退所実績の年度別推移

区分	入所世帯数	退所世帯数	年度末在所世帯数	平均入所月数
平成30年度	6世帯	12世帯	19世帯	2年 0月
令和元年度	2世帯	9世帯	12世帯	2年 4月
令和2年度	4世帯	10世帯	6世帯	1年11ヶ月
令和3年度	15世帯	2世帯	19世帯	1年 2ヶ月
令和4年度	20世帯	13世帯	26世帯	1年 5ヶ月

注:平均入所月数は、各年度末3月31日現在

7 就労職種別 (令和5年3月31日現在)

(単位:人)

事務員	清掃	工員	店員		福祉就労	小計
2	3	2	3		8	18
					無職	合計
					8	26

8 生活保護受給別(令和5年3月31日現在)

(単位:世帯)

保護世帯	非保護世帯	合計
18	8	26

9 母の国籍別

(単位:人)

日本	中国	韓国・北朝鮮	フィリピン	ブラジル	ベトナム		合計
20	0	0	3	1	2		26

注:にじが丘荘の令和5年3月31日現在の状況

10 措置機関別 (令和5年3月31日現在)

(世帯)

千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	小計
0	3	1	2	1	1	0	1	1	1	4	0	1	2	0	0	18

広域入所		
県外	県内	小計
7	1	8

合計
26

11 入所児童の状況 (令和5年3月31日現在)

(単位:人)

就学前	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生以上	合計
17	7	7	8	2	41

公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会 令和4年度事業報告

令和4年4月1日～令和5年3月31日

事業名	実施月日	開催場所等	事業内容
時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)等 届出	令和4年9月15日(金)	名古屋東労働基準監督署	労働基準法に定める協定の届出
第1回理事会	令和4年5月27日(金)	千種区役所	<p>【議題】</p> <p>① 令和3年度の事業報告について</p> <p>② 令和3年度決算(案)について</p> <p>③ 定時評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項(案)について</p> <p>④ 相談役の委嘱(案)について</p> <p>⑤ 福祉避難所の指定への協力(案)について</p> <p>【報告事項】</p> <p>① 代表理事(会長)の職務執行状況の報告</p>
定時評議員会	令和4年6月13日(月)	千種区役所	<p>【議題】</p> <p>① 令和3年度の事業報告について</p> <p>② 令和3年度決算(案)について</p> <p>③ 理事の選任(案)について</p> <p>【報告事項】</p> <p>① 相談役の委嘱について</p> <p>② 福祉避難所への指定の協力について</p>
臨時理事会	令和4年6月13日(月)	千種区役所	<p>【議題】</p> <p>① 代表理事(会長)の選定(案)について</p> <p>② 要望等解決委員の委嘱について</p>
第2回理事会	令和5年3月2日(木)	ルブラ王山	<p>【議題】</p> <p>① 令和4年度補正予算(案)について</p> <p>② 令和5年度事業計画及び予算(案)について</p> <p>③ 母子生活支援施設にじが丘荘の中長期計画(案)について</p> <p>④ 職員就業規則の一部改正(案)について</p> <p>⑤ 嘱託職員就業規則の一部改正(案)について</p> <p>⑥ 職員給与規則の一部改正(案)について</p> <p>⑦ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項について</p> <p>【報告事項】</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ① 令和4年度第三者評価受審結果について ② 代表理事(会長)職務執行の状況について
第2回評議員会	令和5年3月17日(金)	ルブラ王山	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 定款の変更(案)について ② 監事の選任(案)について ③ 令和4年度事業計画及び予算(案)について ④ 母子生活支援施設にじが丘荘の中長期計画(案)について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員就業規則の一部改正について ② 嘱託職員等就業規則の一部改正について ③ 職員給与規則の一部改正について ④ 令和4年度第三者評価受審結果について